

## 貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表 （2022年1月17日改定）

### ■振替貯金口座規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>24 受払通知</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(8) 第1項の取扱いについては、当行所定の料金を一般口座の預り金から控除することによりいただきます。</p>	<p>24 受払通知</p> <p>(1)～(7) (同左)</p> <p>(8) 第1項及び第2項①の取扱いについては、当行所定の料金を一般口座の預り金から控除することによりいただきます。</p>
<p>36 休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>当行は、この貯金について、次の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 同一通帳（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれたこの貯金に係る通帳をいいます。次条第2項②において同じとします。）にある他の貯金について、前各号に掲げるいずれかの事由（①については、当行からの利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと又は預金者等からの申出に基づく通帳の発行、記帳若しくは繰越があったこと</p>	<p>36 休眠預金等活用法に係る異動事由</p> <p>当行は、この貯金について、次の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」といいます。）に基づく異動事由として取り扱います。</p> <p>①～③ (同左)</p> <p>④ 同一通帳（総合口座取引規定第3条（利用の申込み）第3項により申し込まれたこの貯金に係る通帳をいいます。次条第2項において同じとします。）にある他の貯金について、前各号に掲げるいずれかの事由（①については、当行からの利子の支払に係るものを除きます。）が生じたこと又は預金者等からの申出に基づく通帳の発行、記帳若しくは繰越があったこと</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2021年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>

### ■無通帳型総合口座特約

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>3 有通帳口座への切替</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>3 有通帳口座への切替</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p><u>(3) 第1項の取扱いについては、当行所定の料金を現金でいただきます。</u></p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正特約は、<u>2021年5月6日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正特約は、<u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>

### ■キャッシュカード規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>8 A T M利用料金等</p> <p>(1) A T Mにより振替口座に払込み、振替又は振込をするときは、当行所定の料金（第3項及び第10条において「A T M利用料金」といいます。）をいただきます。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) A T M利用料金及び提携機利用手数料は、払込み、振替若しくは振込又は貯金の預入若しくは一部払戻し時に、通帳及び払戻請求書又は払出書の提出を受けず、当行所定の方法により当該貯金又は振替口座の預り金からいただきます。ただし、A T M利用料金と払込金額、振替金額若しくは振込金額の合計額又は提携機利用手数料と払戻請求金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その払込み、振替若しくは振込又は一部払戻しはできません。</p>	<p>8 A T M利用料金等</p> <p>(1) A T Mにより振替口座に払込み、振替若しくは振込をするとき又は貯金の預入若しくは一部払戻しをするときは、当行所定の料金（第3項及び第10条において「A T M利用料金」といいます。）をいただきます。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) A T M利用料金及び提携機利用手数料は、払込み、振替若しくは振込又は貯金の預入若しくは一部払戻し時に、通帳及び払戻請求書又は払出書の提出を受けず、当行所定の方法により当該貯金又は振替口座の預り金からいただきます。ただし、A T M利用料金と払込金額、振替金額、振込金額若しくは払戻請求金額の合計額又は提携機利用手数料と払戻請求金額との合計額が払い戻すことのできる金額を超えるときは、その払込み、振替若しくは振込又は一部払戻しはできません。</p>
<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2021年1月13日</u>から実施します。</p>	<p>附 則</p> <p>（実施期日）</p> <p>この改正規定は、<u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>

### ■為替規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>8 払渡済否の調査</p> <p><u>(1) 差出人は、普通為替の請求後に、当行所定の方法により、受取人に為替金が払渡済みであるかどうかを調査し、その結果の通知を受ける取扱い（次項及び第14条第2項において「払渡済否の調査」といいます。）を請求することができます。</u></p> <p><u>(2) 払渡済否の調査の請求に当たっては、当行所定の料金を支払って</u></p>	<p>8 払渡済否の調査</p> <p>差出人は、普通為替の請求後に、当行所定の方法により、受取人に為替金が払渡済みであるかどうかを調査し、その結果の通知を受ける取扱い（次項及び第14条第2項において「払渡済否の調査」といいます。）を請求することができます。</p> <p><u>(削除)</u></p>

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月17日改定）**

改定前	改定後
<u>ださい。</u>	
14 料金 (1)～(2) (略) <u>(新設)</u>	14 料金 (1)～(2) (同左) <u>(3) 為替証書の再交付の請求については、当行所定の料金を現金でいただきます。</u>
附 則 (実施期日) この改正規定は2019年10月1日から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は2022年1月17日から実施します。

■**払込み規定**

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
4 払込み (1)～(4) (略) (5) 払込みに当たっては、払込金及び当行所定の料金（払込金を受け入れる振替口座の加入者が料金を負担する場合又は一般口座の加入者が本人払込みをするためにあらかじめ指定した一の本支店等（第13条第1項において「加入者払込店」といいます。）において本人払込みをする場合若しくは総合口座の加入者が本人払込みをする場合を除きます。）（次項及び次条において「払込金等」といいます。）を支払ってください。  (6) (略)	4 払込み (1)～(4) (同左) (5) 払込みに当たっては、払込金及び当行所定の料金（払込金を受け入れる振替口座の加入者が料金を負担する場合において加入者が負担する料金又は一般口座の加入者が本人払込みをするためにあらかじめ指定した一の本支店等（第13条第1項において「加入者払込店」といいます。）において本人払込みをする場合若しくは総合口座の加入者が本人払込みをする場合を除きます。）（次項及び次条において「払込金等」といいます。）を支払ってください。  (6) (同左)
13 料金 (1) 払込み（一般口座の加入者が加入者払込店において本人払込みをする場合、総合口座の加入者が本人払込みをする場合その他当行所定の場合を除きます。）については、当行所定の払込みの料金を次によりいただきます。 ① 払込金を受け入れる振替口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書による場合は、当該加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。  ②～③ (略) (2)～(4) (略)	13 料金 (1) 払込み（一般口座の加入者が加入者払込店において本人払込みをする場合、総合口座の加入者が本人払込みをする場合その他当行所定の場合を除きます。）については、当行所定の払込みの料金を次によりいただきます。 ① 払込金を受け入れる振替口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書による場合は、当該加入者の振替口座の預り金から控除することによりいただきます。 <u>ただし、当行所定の場合には、加入者が負担する料金とは別に払込人から現金でいただきます。</u>  ②～③ (同左) (2)～(4) (同左)
附 則 (実施期日) この改正規定は、2020年1月6日から実施します。	附 則 (実施期日) この改正規定は、2022年1月17日から実施します。

■**ゆうちょ Pay-easy（ペイジー）サービス A T M 利用規定**

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
3 利用方法等 (1) A T M ペイジーサービスを請求しようとするときは、税金、各種料金等の払込み又は国庫金の納付をしようとする者（次項、第6項及び第5条①において「利用者」といいます。）は、A T M の画面表示等の操作手順に従って、必要事項を正確に入力し、払込金又は納付金及び当行所定の料金（収納通知口座の加入者が料金を負担する場合を除きます。）（第3項及び第5項において「払込金等」といいます。）を支払ってください。なお、A T M（払込書又は納付書の挿入を受け付けることができる A T M に限ります。）に当行所定の払込書又は納付書を挿入することにより、必要事項の入力に代えることができます。  (2)～(7) (略)	3 利用方法等 (1) A T M ペイジーサービスを請求しようとするときは、税金、各種料金等の払込み又は国庫金の納付をしようとする者（次項、第6項及び第5条①において「利用者」といいます。）は、A T M の画面表示等の操作手順に従って、必要事項を正確に入力し、払込金又は納付金及び当行所定の料金（収納通知口座の加入者が料金を負担する場合において加入者が負担する料金を除きます。）（第3項及び第5項において「払込金等」といいます。）を支払ってください。なお、A T M（払込書又は納付書の挿入を受け付けることができる A T M に限ります。）に当行所定の払込書又は納付書を挿入することにより、必要事項の入力に代えることができます。  (2)～(7) (同左)
5 料金 A T M ペイジーサービスについては、当行所定の電信払込み及び特殊取扱の料金を次によりいただきます。 <u>(新設)</u> ① 電信払込みの料金は、収納通知口座の加入者から料金を負担する旨	5 料金 A T M ペイジーサービスについては、当行所定の電信払込み及び特殊取扱の料金を次によりいただきます。 <u>① 電信払込みの料金は、利用者から現金でいただきます。</u> <u>② ①にかかわらず、</u> 電信払込みの料金は、収納通知口座の加入者から

**貯金等規定（お取引約款）の新旧対照表  
（2022年1月17日改定）**

改定前	改定後
<p>の申出がある場合は、当該収納通知口座の預り金から控除することによりいただきます。<u>それ以外の場合は、利用者から現金でいただきます。</u></p> <p>②（略）</p>	<p>料金を負担する旨の申出がある場合は、当該収納通知口座の預り金から控除することによりいただきます。<u>ただし、当行所定の場合には、加入者が負担する料金とは別に利用者から現金でいただきます。</u></p> <p>③（同左）</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>

■現金払規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>14 料金 （1）～（3）（略） <u>（新設）</u></p>	<p>14 料金 （1）～（3）（同左） <u>（4）払出証書の再交付の請求については、当行所定の料金を現金でいただきます。</u></p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>

■公金に関する払込み規定

（下線の部分は改定箇所）

改定前	改定後
<p>5 規定の準用 公金に関する払込みは、第2条、前条、次条及び第7条（払込み規定第8条及び第9条に係る部分に限ります。）を除き、次の取扱いについて準用します。</p> <p>①～②（略）</p>	<p>5 規定の準用 公金に関する払込みは、第2条、前条、次条第1項及び第7条（払込み規定第8条及び第9条に係る部分に限ります。）を除き、次の取扱いについて準用します。</p> <p>①～②（同左）</p>
<p>6 料金 （1）（略） （2）前条により準用して取り扱う通常払込みについては、当行所定の払込みの料金を次によりいただきます。</p> <p>① 払込金を受け入れる一般口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書による場合は、当該加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。</p> <p>② ①以外の場合は、払込人から現金でいただきます。</p>	<p>6 料金 （1）（同左） （2）前条により準用して取り扱う通常払込みについては、当行所定の払込みの料金を次によりいただきます。</p> <p>① 払込金を受け入れる一般口座の加入者が料金を負担する旨を表示した払込書による場合は、当該加入者の一般口座の預り金から控除することによりいただきます。<u>ただし、当行所定の場合には、加入者が負担する料金とは別に払込人から現金でいただきます。</u></p> <p>② ①以外の場合は、払込人から現金（<u>貯金の払戻金を払込金に充当する場合においては、貯金の払戻金を含みます。</u>）でいただきます。</p>
<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2020年4月1日</u>から実施します。</p>	<p>附 則 （実施期日） この改正規定は、<u>2022年1月17日</u>から実施します。</p>

以 上